

第6章 景観づくりの推進に向けて

1. 町民等による景観づくりの促進

(1) 町民の景観に関する意識啓蒙

景観形成は町民との協働により実現されるものであるため、計画の策定段階から町民も積極的に参画推進する必要があると、これまでに住民ワークショップやアンケート調査、自治会ヒアリング等を実施してきました。計画策定後も引き続き住民が景観に関して興味を持ち、地域の景観形成に関する取り組みにリーダーとして参加する機会を作るため、定期的な情報交換の場や景観まち歩きなど多様な参画の機会を設けます。さらに、今後景観づくりに取り組もうとしている住民の方々やNPO等の団体に対し継続的に活動を支援します。

(2) 関連事業者への普及

景観づくりを推進するため、直接業務として関係する可能性のある開発関係、建設関係、設計関係等事業者が理解度を高める必要があります。そのため、行政は西原町商工会と連携し、説明会や講習会を開催し、制度の浸透を推進します。

(3) ガイドラインや助成金等の整備

自治会・町民・NPO・事業者等による景観づくりに関する主体的な活動を支援するため、助成金等の支援制度の創設を検討します。また、町民、事業者等が、本計画に示す景観づくりの基準に基づき建築・開発行為等を行う際に、基準の内容について容易に理解でき、景観づくりへの創意工夫を促すため、基準の内容を解説する「景観デザインガイドライン」を作成します。

2. 景観づくりの推進体制の整備

(1) 西原町景観審議会の設置

西原町では、平成28年9月1日景観まちづくり条例を施行し、運用段階へ移行しています。この運用段階では、景観計画の推進に必要な事項について審議をするため西原町景観審議会を設立し、第三者機関として中立的、専門的立場から景観計画の推進のため適切な助言・指導し、また、景観計画策定時に議論が継続になった、景観形成重点地区の景観整備基準や公共施設の景観整備基準等についても定期的に開催し継続的な議論を重ねています。

(2) 国・県・隣接市町村との連携体制の強化

国や県、隣接市町村と景観形成に関する連携を密にし、協力体制の構築を図ります。特に沖縄都市モノレールでだこ浦西駅周辺の景観的な調整については浦添市と、大型MICE施設の景観的な調整は与那原町との調整が必要になります。それぞれの市町と継続的な情報共有と調整の機会を設け、必要に応じ各担当も入れた調整を行ないます。また、大型MICE施設については、整備主体となる沖縄県とも必要に応じ調整を行ないます。

(3) 庁内連携体制の整備

今後、景観行政について関係各課の連携を強化し、景観重要公共施設をはじめとする主要な公共工事に対し、また民間の工事に対しても各担当課と連携をとり取組みます。特に中心核地区を始め、今後整備予定の道路や河川等の公共工事や、内間御殿等の文化財を始めとする歴史文化的な景観資源、墓地の開発・建設等について、関係課と連携を密にとり対応します。

(4) 景観アドバイザー制度の導入

良好な景観の形成に関する専門的事項について、専門家から助言を受けられるようにする「景観アドバイザー」制度を導入しました。なお、専門家の選定については、県が指定した景観整備機構の活用等も含み、各分野の人材で構成しています。

(5) 公共施設整備の景観指針

都市の骨格となる公共施設は、本町の景観づくりを先導する役割を果たすことが期待されます。そのため、公共施設の景観について、本計画の方針や基準に沿って整備が進むよう公共施設の景観整備ための指針をつくり、景観計画の主旨に沿った整備が行われるように努めます。